

# 寄付金取扱規則

(規程 第 119 号)

## (目 的)

第 1 条 この規則は、学校法人トヨタ学園（以下、法人という）における寄付金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (受 入)

第 2 条 法人は、教育、研究など法人の目的に適う寄付金を受け入れるものとする。

2 次の各号に掲げる条件の付された寄付金は受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
- (2) 研究の成果として得られた特許権等の知的財産権およびこれらに準ずる権利を寄付者に譲渡すること。
- (3) 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- (4) 寄付を受け入れることにより法人に著しく財政負担が伴うこと。
- (5) 寄付申込後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (6) その他、法人運営上支障があると理事長が認める場合。

## (寄付金の申込)

第 3 条 寄付金の申込みに際しては、法人は寄付者より所定の寄付金申込書の提出を受けるものとする。

## (使途の特定)

第 4 条 寄付者は寄付金の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合は、法人が使途を特定するものとする。

## (管 理)

第 5 条 寄付金は、経理規則、その他関連諸規程に基づき、事務局経理担当部署が管理する。

## (規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

## 付 則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 平成 24 年 3 月 30 日